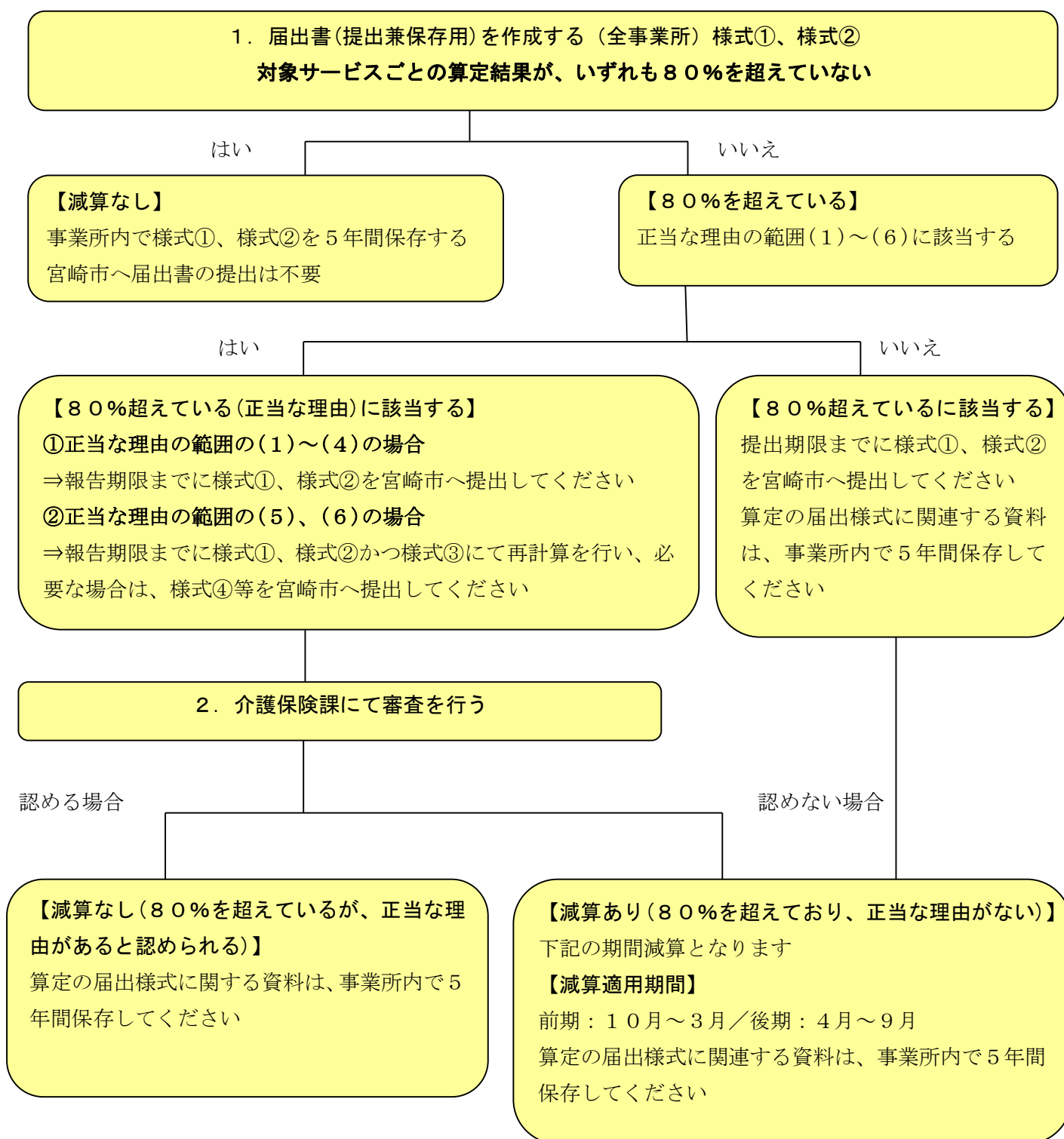


判定から審査の流れ(令和5年度前期以降の取扱い)

※80%を超えている(正当な理由を含む)事業所が届出書の提出が必要になります。



※1 正当な理由に該当するかどうかは、提出された内容を基に宮崎市において書類審査を行い、判断を行います。

詳細は「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱いについて」をご確認ください。

※2 特定事業所集中減算「なし」→「あり」または、「あり」→「なし」となる場合には、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要になります。

※3 「減算なし」となった場合であっても、算定結果に疑義が生じた場合は、遡って減算が適用となり、報酬の返還が発生することがありますのでご注意ください。